

入札制度関連情報<工事>

YOKOSUKA CITY

平成21年 4月 1日制定

入札等における同時に受注できる工事件数（手持件数）の制限について

1 入札等（手持件数の対象と指定した随意契約を含む。）における同時に受注できる大型工事件数について

(1) 市内事業者

種 別	同時に受注できる大型工事件数（上限）
大型工事（予定価格2億円以上(税抜)）	1件

*発注所在区分、共同企業体又は単体企業による受注にかかわらず、1件とします。

(2) 優良工事認定を受けた市内事業者

優良工事認定対象期間に優良工事認定を1件以上受けた市内事業者は、同時に受注できる大型工事件数を2件とします。

種 別	同時に受注できる大型工事件数（上限）
大型工事（予定価格2億円以上(税抜)）	2件（+1件）

◎優良工事認定対象期間

直近の過去3年

◎優良工事認定事業者は、次の掲載先から確認できます。

「横須賀市ホームページ」→「総合案内」→「市政情報」→「契約・検査」→「検査情報」

2 その他（注意事項）

(1) 発注案件が大型工事に該当するときは、入札公告等で指定します。

(2) 準市内事業者及び市外事業者については、同時に受注できる大型工事件数に制限はありません。

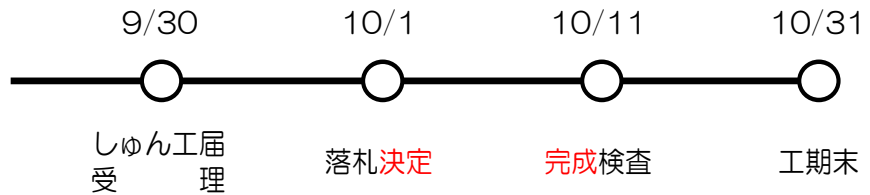
(3) PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）及びPPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）等、包括的長期契約事業における工期は、事業期間全体ではなく建設を担当する工事の工期を対象とします。

入札制度関連情報<工事>

YOKOSUKA CITY

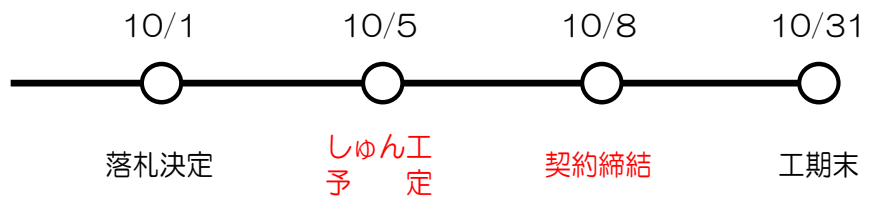
入札等における同時に受注できる工事件数（手持件数）制限の取扱い

しゅん工届を受理
（必要書類をすべて提出
した日）している場合



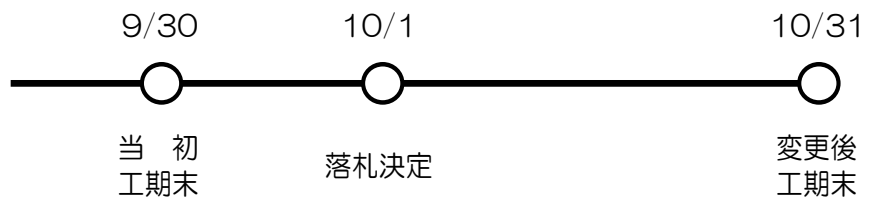
制限対象件数（手持件数）に含めません。

落札決定日から起算して
10日以内にしゅん工
予定の場合



制限対象件数（手持件数）に含めません。

契約変更により
工期が延長した場合



- ① 発注者の要請による工期延期（契約履行規則第25条関係）は、延期した期間について制限対象件数（手持件数）に含めません。
- ② 工期末を短縮（契約履行規則第4条関係）した場合は、変更後の工期末を当初工期末として取扱います。
- ③ 請負者の要請による工期延期（契約履行規則第3条関係）は、延期した期間について制限対象件数（手持件数）に含めません。
- ④ 発注前に予め工期を延長する旨の明示があるときは、当該延長後の工期末を当初工期末として取扱います。

平成23年 4月 1日改正
 平成24年 4月 1日改正
 平成25年 4月 1日改正
 平成26年 4月 1日改正
 平成30年 4月 1日改正
 平成30年 5月15日改正
 平成31年 4月 1日改正
 令和6年 4月 1日改正